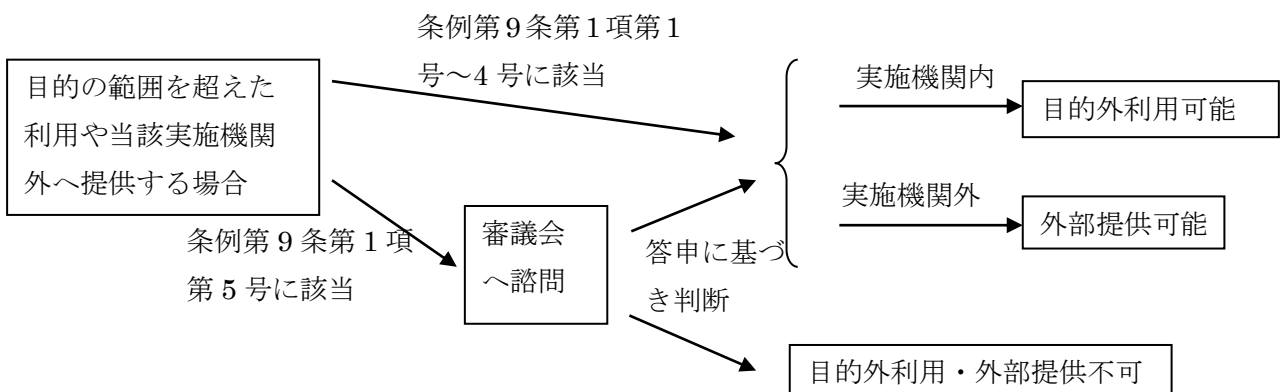
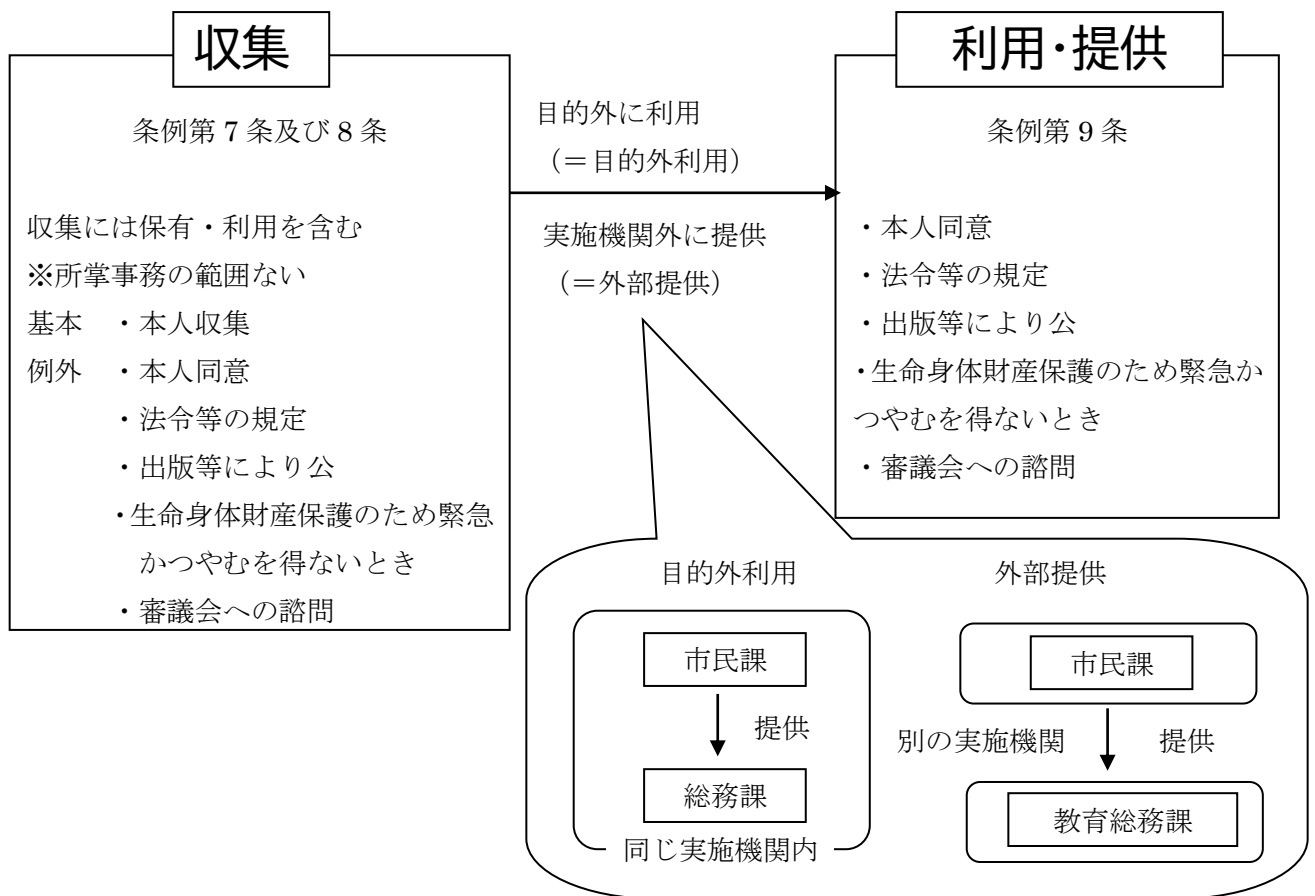


目的外利用・外部提供について

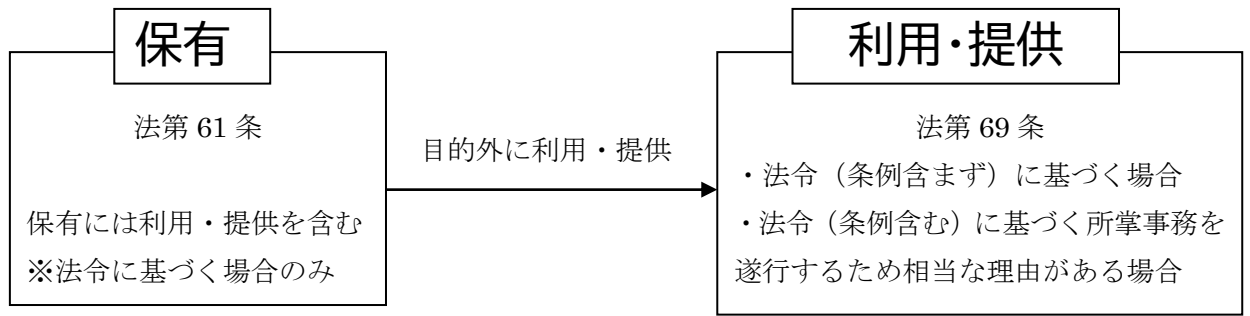
今までの条例では、保有個人情報を提供する場合は、同じ実施機関内であれば目的外利用、実施機関外であれば外部提供とし使い分けしておりました。また、法令等に基づかない場合は、審議会に意見を聴いて目的外利用や外部提供をしておりました。

新法では、保有個人情報を提供する場合、実施機関内外を問わず法令（条例含まず）の根拠を確認します。根拠規定があれば提供でき、根拠規定が条例等によるものであれば、相当な理由により目的外利用ができます。「目的外利用」という考え方はありますが「外部提供」という考え方はありません。

【条例の考え方】

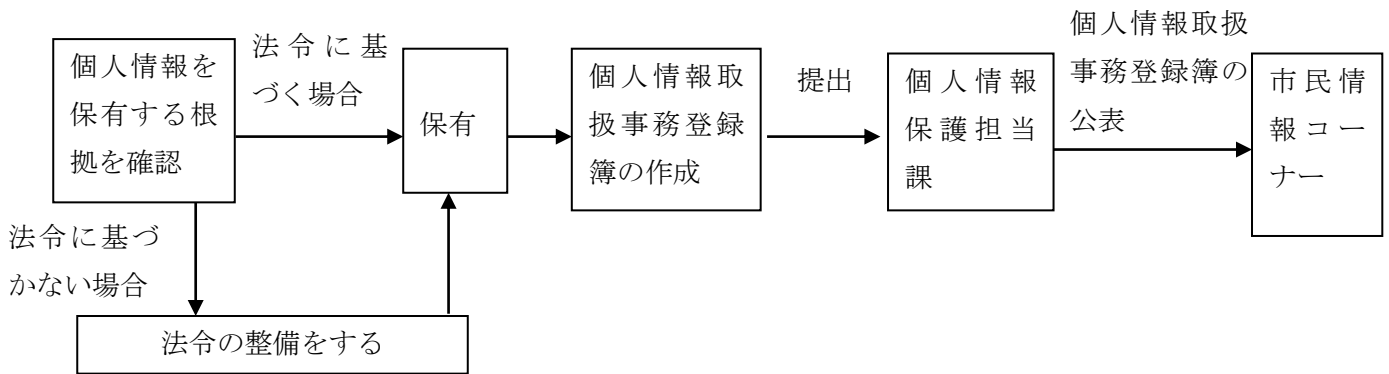


【新法の考え方】



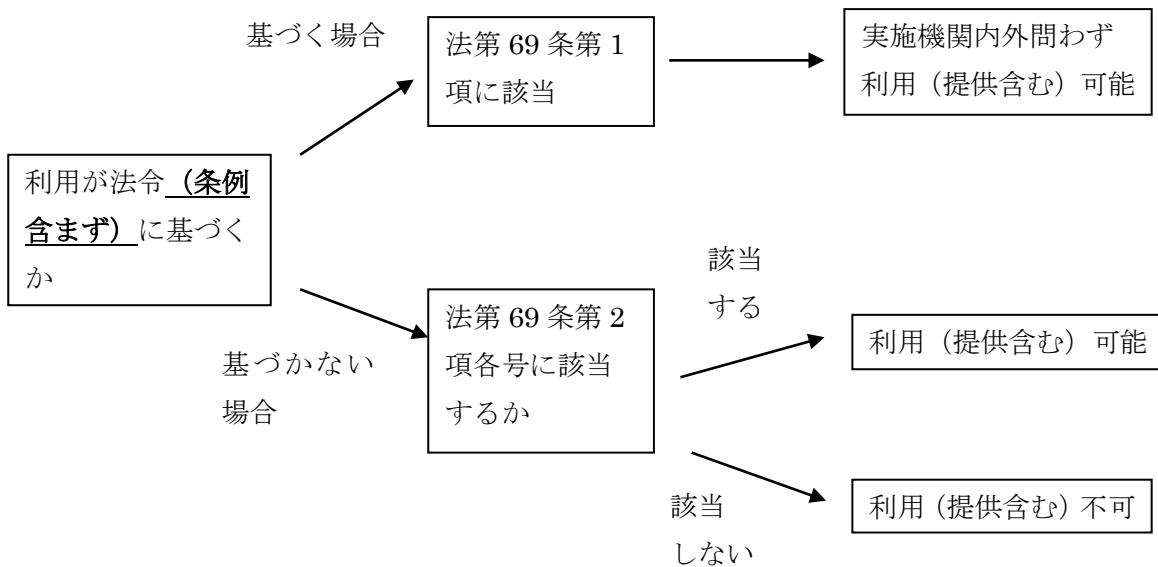
【保有する場合】

個人情報を保有する実施機関におけるフロー図

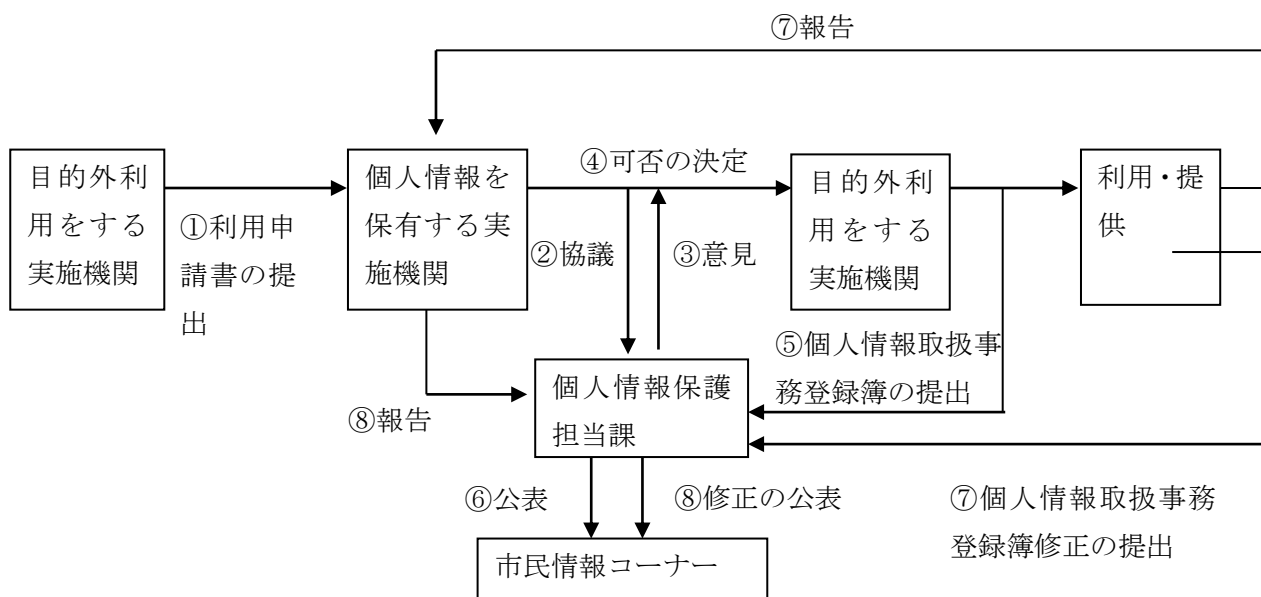


【目的外利用】

利用（提供含む）の根拠を確認する



根拠が確認でき、利用できる場合は次のフロー図に従い利用をする。



1 法第61条による目的内利用

法第61条により法令（条例含む）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、保有（提供含む）が可能となります。ただしその利用目的をできる限り特定している必要があります。

例えば、誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例第18条第3項では、京都府への情報提供に関する内容（恒常的に利用・提供するものとしてあらかじめ利用目的として特定）を規定しています。このように規定していれば、京都府への情報提供が法第61条の考え方により目的の範囲内として提供できます。

利用・提供が臨時的に行われている場合は、法第69条第2項による目的外利用となります。また、毎年度恒常的に同様の目的外利用を行っている場合は、目的の改めてください。

2 法第69条第1項による目的外利用

法令（条例含まず）に基づく場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用や提供ができます。

3 法第69条第2項各号による目的外利用

次の内容に該当するときは、目的外利用ができます。

- (1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2)行政機関等が法令（条例含む）の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、相当な理由があるとき。

当該行政機関等の設置の根拠となる法令（条例含む）において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務や、「権限」を定める条文上で規定されている事務、作用法上規定されている事務が含まれます。

「内部」とは、実施機関内を指しますので、例えば市民課から教育委員会への提供は第3号の規定となります。

「相当な理由があるとき」とは、恣意的な判断は許容されず、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが必要です。

(3)他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関（議会含む）又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者は、法令（条例含む）の定める事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4)専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれます。